

新潟大学附属長岡中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この新潟大学附属長岡中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号 以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 （法第2条）

1 いじめ防止等のための基本的考え方

（1）いじめに対する基本理念

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。そのために生徒の居場所づくり、絆づくりを意識した取組を計画・実施する。

また、いじめ防止等の取組の重要性について、保護者や地域への認識を促し、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

（2）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組として、生徒の居場所づくりや絆づくりを意識した取組を計画的に位置付ける。
- ② 「教育相談アンケート」「心のアンケート」を活用して、教育相談や悩みや不安を解消する生徒個々との面談を進める。
- ③ 校内研修等によって、全職員にいじめ防止基本方針に対する共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発といじめ防止の取組に対する力量を向上させる。

（3）いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 実効的ないじめ対策組織の設置

法第22条を受け、本校ではいじめの防止等の中核的・恒常的組織として「いじめ防止推進委員会」（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任および学年部職員）を設置し、生徒指導部会（教頭・生徒指導主事・学年生徒指導担当教諭・養護教諭、週1回開催）及び企画委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・研究主任・学年主任・養護教諭、毎朝開催）と連動させることにより、いじめの防止等に関する措置を実効的に行える体制を整備す

る。

いじめに係る情報があった時には、「いじめ防止推進委員会」の緊急会議を開催し、「いじめ対策本部」を設置する。

② いじめ対策組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・

修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、
共有を行なう役割

エ いじめの疑いに係る情報があり緊急な対応が必要な場合、いじめ等の情報の
迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方
針の決定及び保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核として
の役割

(4) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発（保護者の責務等 法第9条）

ア P T A 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と
具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。

イ 学校だよりを通して、いじめの様態、いじめ防止等への認識を高め、いじめ
対応についての理解を促す。

ウ 保護者向けの講演会を実施する。

エ 生徒会活動やオープンスクールへの参加を促し、保護者と共に、生徒にとっ
てよりよい人間関係づくりへの取組を推進する。

② 情報発信及び基本方針の周知（学校 Web ページにおける発信）

(5) 関係機関等との連携

① 警察、児童相談所、新潟大学等との連携

② 幼小中間での連携・連絡体制の強化

2 いじめの防止等に関する基本的取組

(1) 未然防止につながる学校風土・学級風土の醸成

① 授業を核とした生徒自身の居場所をつくる取組

ア 一人ひとりの生徒が参加・活躍できる授業がいじめの未然防止につながることを意識した日々の授業実践と授業力向上のための職員研修

イ 「学びの充実三力条」を保障する授業の徹底と授業づくりに関する職員研修

ウ 道徳教育の充実（教育計画、道徳の年間計画参照）

エ 人権教育、同和教育の充実（教育計画、人権教育、同和教育全体計画参照）

オ 「いのち」の実施（異学年交流、生活の安全・安心について考え、大切にする心をはぐくむ学習）

② 中1ギャップ解消の取組

ア 児童生徒の授業交流、教員の乗り入れ授業の推進

イ 学校行事や学友会活動への小学校高学年児童の参加

ウ 異学年で構成された清掃活動

③ キャリア教育による他者理解促進の取組

ア 多種多様な職業観に触れる「いのち」や各教科の学習における協働的活動

イ 1年時研修旅行、2年時修学旅行における多彩な他者との出会い

ウ 目標とする進路の実現に向けた進路学習

④ 集団活動のよさへの意識喚起

ア 学級や学年の実態に即した集団との関わり方の学習

イ 集団との関わりを通して自分自身の存在や周囲への感謝に気付かせる活動の計画

ウ 自己の再発見や他者への気付きを促す機会（人間関係を作る構成的グループ

エンカウンター、互いに支え合う関係を作るピアサポートを取り入れた活動や、社会生活に必要なソーシャルスキルを身に付ける活動）の創出

⑤ インターネット上のいじめへの対応

ア 生徒指導部を中心とした全校生徒への情報モラルの指導

イ 関係機関からの講話の実施

ウ 地区懇談会での話題提供や、学校だより等での家庭との連携の推進

⑥ 学友会活動を生かした生徒の相互理解の伸長

ア 学友会入会式、部活動オリエンテーションにおける活動目的の周知

イ 校園大運動会、音楽発表会などでの異学年交流やリーダーやフォロワーの望ましい姿や役割をとらえさせる活動の設定

ウ 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機やSNS等の使用に関する、生徒の実態を反映させた「メディア利用に関する心掛け」の策定と定期的な見直し

エ 各専門委員会や各部活動の取組の紹介、壮行式などを通じて生み出す特別活動への機運の高まり

(2) いじめの早期発見

① 教育相談アンケートの結果を基にした生徒理解、いじめの早期発見と即時対応の方法に関する職員研修

② スクールカウンセラーによるカウンセリングマインドに関する職員研修

③ 「教育相談アンケート」「心のアンケート」による定期的なアンケートの実施、教育相談や機会をとらえて実施する個々の生徒との面談機会の充実

④ 日常の生徒の観察（生徒指導日誌、保健室日誌による把握）

(3) いじめへの即時対応 ※いじめの早期発見と即時対応マニュアルに沿って対応を進める。

① 事実の確認

ア いじめが疑われる被害生徒やいじめを知らせてきた生徒からの話を傾聴する。

イ いじめに関する相談・発見・通報を受けた職員は、学年主任等を通じて企画委員会にその情報を報告し、企画委員会はいじめであるかの検討・判断を行う。

いじめが疑われると判断した段階で、速やかに事実の確認を進める。

② 方針の明確化

ア いじめと認知した場合、いじめの解消に対する方針を全職員で共通理解し、対応にあたる。

③ 生徒への指導・支援、保護者との連携

ア 全職員で被害生徒・加害生徒双方の学校生活での様子を観察する体制を構築し、いじめの解消に向かう。いじめられた生徒の保護を第一優先にし、教師との面談を実施するとともに学校生活での様子を観察する。また、いじめた生徒に対していじめられた側の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行う。

イ 被害生徒・加害生徒双方の様子について保護者と共有する。

④ いじめの解消

ア 以下の2つの要件が満たされる場合を必須条件として、いじめが解消していると判断する。いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は注意深く観察を続ける。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合等

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

(2) 重大事態発生時の対応

大学（学長を通じて文部科学大臣へ）への報告を行ない、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。その際、マスコミ対応も視野に入れ、対応窓口を明確にするとともに、誠実な対応に努める。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための実態調査を進める。

ウ 明確化された方針の下、全職員で事案に関する共通理解を進める。

エ いじめを受けた生徒及びその保護者に情報を適切に提供する。

オ 調査結果を大学に報告する。

カ 大学の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者（国立大学法人）が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

③ 警察や少年サポートセンターとの連携

※ 生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。